

西南学院大学 河鹿ギターアンサンブル

OB会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、西南学院大学河鹿ギターアンサンブルOB会と称する。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、河鹿ギターアンサンブル現役部員と会員との関係を密接にし、その発展を助成することを目的とする。

(本 部)

第3条 本会の本部は、福岡市早良区西新6丁目2番92号西南学院大学河鹿ギターアンサンブル部室内に置く。

(事 業)

第4条 本会は、その目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 会報および会員名簿の発行
- (2) 会員の親睦に必要な事業
- (3) 河鹿ギターアンサンブル現役部員と会員との関係を密接にするために必要な事業
- (4) 河鹿ギターアンサンブルの発展を助けるために必要な事業
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会は次の会員で組織する。

- (1) 西南学院大学河鹿ギターアンサンブルに在籍した者

(会 費)

第6条 会員は、会費を納入しなければならない。その金額と徴収方法については別に定める。

第7条 既に納めた会費は、いかなる事由があっても返却しない。

第3章 役 員

第8条 本会に次の役員を置く。

名 誉 会 長	1 名
会 長	1 名
副 会 長	2 名
事 務 局 長	1 名
副 事 務 局 長	1 名
会 計	1 名
渉 外	若干名
ブ ロ ッ ク 代 表	若干名
技 術 ア ド バ イ ザ ー	若干名

第9条 事務局長、副事務局長、会計、渉外をもって事務局とする。

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統轄し役員会および総会を招集する。
- (2) 副会長は、会長事故あるとき会長の代行をする。
- (3) 事務局長は、本会の業務を執行する。
- (4) 副事務局長は事務局長を補佐する。
- (5) 会計は会費の徴収、管理を行う。
- (6) 渉外は事務局の一員とし、現役部員との連絡等会務を執行する。
- (7) ブロック代表は各期の代表として、事務局員とともに役員会を組織し、本規約に定める一切の事項を決議する。

第11条 各役員は役員会において会員の中から選出する。

第12条 役員の仕事は1年とする。ただし再任をさまたげない。役員に欠員を生じた場合は、これを補充する。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

第4章 役 員 会

第13条 役員会は定時役員会および臨時役員会とする。

第14条 定時役員会は毎年1回原則として、福岡市において開かれる。

第15条 臨時役員会は会長が必要と認めるとき、または役員4分の1以上の請求のあったとき招集される。

第16条 役員会の議長は、出席者の中からその都度互選する。

第17条 役員会は役員の過半数（ただし委任状を含む）の出席がなければ開くことができない。

第18条 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し可否同数のときは、議長が何れかに決する。

第19条 次の事項は定時役員会において報告しなければならない。

- (1) 前年度会務
- (2) 前年度収支決算
- (3) 当該年度事業計画
- (4) 当該年度収支予算
- (5) 新役員の選出

第5章 総 会

第20条 総会は定時総会および臨時総会とする。

第21条 定時総会は5年1回を原則とする。

第22条 臨時総会は役員会が必要と認めるとき、または50名以上の会員より書面をもって会議の目的事項を示した請求のあったとき招集される。

第23条 総会の目的・期日および場所は会員全員に書面をもって通知するものとする。

第24条 次の事項は定時総会において報告しなければならない。

- (1) 総会間の会務
- (2) 収支決算
- (3) 今後の事業計画
- (4) 河鹿ギターアンサンブルの現状

第6章 支 部

第25条 本会の会員は居住する地方の地方支部に所属するものとする。

第26条 各支部にはそれを代表する支部長をおき、事務局長の代理としての活動を行うものとする。

第7章 資産及び会計

第27条 本会の経常費は会費・寄付金並びに雑収入をもってこれに充てる。残金あるときは、これを基金・積立金に繰り入れることができる。

第28条 本会経費の予算は、毎年度役員会において決定する。

第29条 基金の支出は、役員会の承認を必要とする。

第30条 本会の会計は、事務局員以外の役員会の構成員の中から選ばれる監査員によって監査される。

第31条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 付 則

第32条 本会の事業運営活動に必要な諸規定の制定及び改廃は役員会において定めるものとする。

第33条 本会の会則変更は役員会の決議を必要とし、総会の承認を経なければならない。

第34条 本会の会則は、平成17年8月14日総会承認後に実効されるものとする。